

聖籠町選挙管理委員会規程第2号

公職選挙法等施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年6月2日

聖籠町選挙管理委員会委員長 長谷川 進一

公職選挙法等施行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等施行規程の一部を次のように改正する。

第39条第4号中「及び専ら手話通訳」を「、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記(法第197条の2第2項に規定する要約筆記をいう。)」に改める。

附 則

この規程は、公示の日から施行する。